

ふじみ野市 都市計画マスタープラン

FUJIMINO CITY

令和2年3月



はじめに



平成 17 年 10 月 1 日の合併により誕生した
ふじみ野市は、平成 22 年 3 月に、合併後初め
ての都市計画に関する基本的な方針として、
「活力に満ち、うるおいのある快適都市 ふじ
み野」の実現に向け、「ふじみ野市都市計画マスタープラン」を策
定し、新たなまちづくりへの取組が着実に進展しています。

こうした中、平成 30 年 3 月に「人がつながる 豊かで住み続け
たいまち ふじみ野」を掲げ、「ふじみ野市将来構想 from 2018 to
2030」を策定し、新たなまちづくりの方向性を示しました。

本市の人口は、概ね 10 年後の令和 12 年までは増加傾向が続き、
以降緩やかな減少傾向に転じると見込まれています。

このような状況のなかで、郊外都市として魅力あふれる持続可能
なまちづくりを目指すために、おおむね 20 年後を見据えたまちづ
くりの実現に向けて、新たな都市計画マスタープランを策定いたし
ました。

今後は、この計画に示した方向性のもとに、市民の皆様や各種団
体、民間事業者等、行政が互いに理解し合う中で、協働によるまち
づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解・
御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に関し、多くの貴重なご意見をお寄せい
ただきました市民の皆様をはじめ、慎重なるご審議をいただきました
検討委員会委員の皆様へ、改めて心からお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

ふじみ野市長 高 畑 博

目次

序章 はじめに	1
序-1 都市計画マスタープランとは	1
序-2 都市計画マスタープランの構成と策定条件	3
第1章 まちづくりの現状と課題	5
1-1 ふじみ野市の現状	5
1-2 ふじみ野市を取り巻く社会環境の変化	9
1-3 上位計画における位置づけ	11
1-4 市民の意向（市民意向調査結果）	14
1-5 まちづくりの課題	15
第2章 まちづくり全体構想	19
2-1 まちづくりの目標	19
2-2 分野別のまちづくり方針	29
1. 土地利用の方針	29
2. 道路交通体系整備の方針	35
3. 住まい環境整備の方針	41
4. 安全・安心まちづくりの方針	44
5. みどりと水辺のまちづくりの方針	46
6. まちの魅力と景観づくりの方針	51
第3章 地域別構想	55
3-1 地域区分の設定	55
3-2 地域別まちづくりの方針	56
1. 東部地域	56
2. 上福岡駅周辺地域	62
3. ふじみ野駅周辺地域	68
4. 西部地域	74
第4章 実現に向けて	81
4-1 実現に向けた取組の基本的考え方	81
4-2 多様な手法によるまちづくりの実施	82
4-3 多様な主体によるまちづくりの実施	84
4-4 都市計画マスタープランの進行管理	86

本冊子の表紙及び各章とびらページには、令和元年度「未来のふじみ野のまち」ポスターコンクールの優秀作品6点を掲載しています。これらは72点の応募作品（小学校低学年51点、高学年19点、中学校2点）から選ばれたものです。（資料編参照）

表紙は、ふじみ野市長賞（最優秀作品）を受賞した青山 陽音さん（東台小学校6年）の作品です。

序章

はじめに



及川 千鶴さん（元福小学校2年）

序章 はじめに

序-1 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法第 18 条の 2 に定められ、住民の意見を反映しながら市町村が策定する法定計画です。

都市計画マスタープランは・・・

- ①都市の人口や都市基盤*整備の動向などをふまえた、まちづくりの将来ビジョン*（全体構想）
- ②市民の意見をふまえた、地域におけるまちづくりの課題と対応方針にもとづく地域ごとのあるべき姿（地域別構想）
- ③マスタープランそのものは直接規制を行うものではなく、具体的な規制やルールづくりの取組に向けた方向性

を示したものです。具体的には

- 経済社会情勢の変化や市民の価値観の多様化等に適切に対応したまちづくり方針
- 概ね 20 年後の都市整備の目標となる望ましい都市像
- 以下の施策の総合的かつ体系的な展開
 - ・ 土地利用*
 - ・ 道路交通体系の整備
 - ・ 住まい環境の整備
 - ・ 安全・安心まちづくり
 - ・ みどりと水辺のまちづくり
 - ・ まちの魅力と景観づくり 等

を内容とするものです。

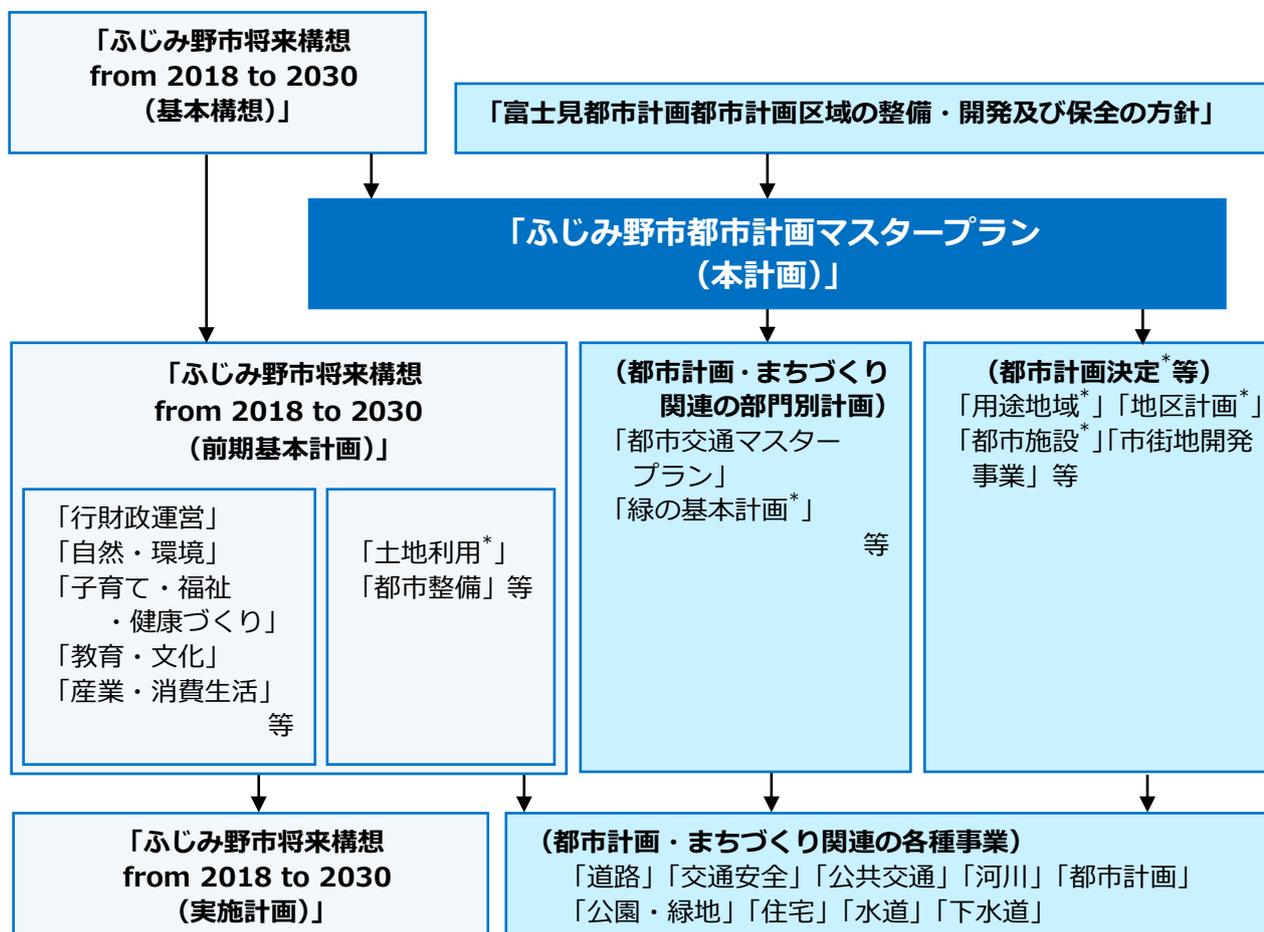
※本文中、*を付した用語は巻末の「用語解説」にて説明していますので、必要に応じてご参照ください。

2. 都市計画マスタープランの位置づけ

ふじみ野市都市計画マスタープランは、ふじみ野市における住みやすい環境や施設の整備（土地利用、建築物等の制限、道路・公園等の整備など）を進めるため、市民の意見を反映しながら、まちづくりの目標と方針を示すものであり、策定にあたっては、国の都市計画運用指針に基づき、「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030*」や「富士見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定するものです。

また、都市計画マスタープランと他の諸計画との関係を図示すると、以下のようになります。なお、個々の具体的な施設整備等の実施計画につきましては、この都市計画マスタープランに基づき作成されることとなります。

都市計画マスタープランの位置づけ

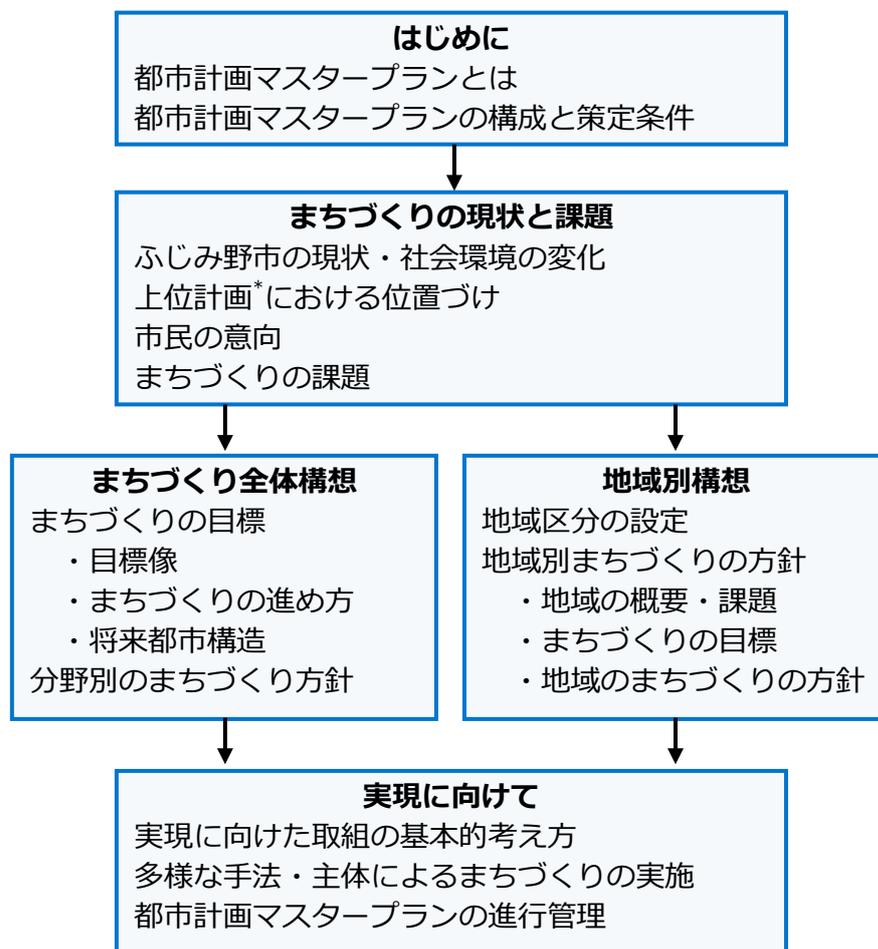


序-2 都市計画マスタープランの構成と策定条件

1. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープラン^{*}は、ふじみ野市の現況と特性を把握し、まちづくりの主要な課題を整理した「まちづくりの現状と課題」、ふじみ野市全域についてのまちづくりの方針である「まちづくり全体構想」、地域固有の特性等を活かしたまちづくりの方針である「まちづくり地域別構想」、そして、計画の進行を管理し、実現化に向けての基本的な方針を定めた「実現に向けて」の4章で構成しています。

都市計画マスタープランの構成



2. 計画期間

都市計画マスタープラン*は、概ね 20 年の中長期を見据えた計画であり、実現の可能性を見据えた上で、今後の整備計画等の立案や充実を進めることを前提に、一定の理想を盛り込み、その実現を目指す計画として策定します。

このため、計画の進行を管理し、社会経済状況の変化等により、適宜、見直しを行います。

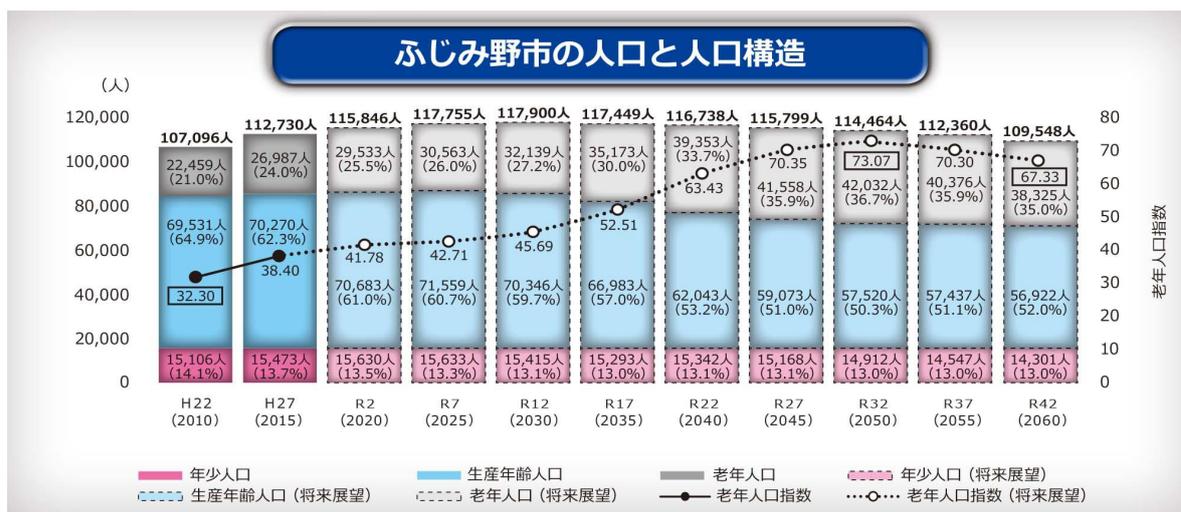
3. 将来人口

国勢調査における本市の人口は、平成 27 年時点で 110,970 人であり、増加傾向で推移しています。

「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030*」では、本市の人口は、令和 12 年（概ね 10 年後）までは増加傾向が続き、以降減少傾向に転じると見込まれており、将来人口は令和 12 年（概ね 10 年後）117,900 人と設定されています。また、令和 22 年（概ね 20 年後）の推計人口として 116,738 人が提示されています。

これらを勘案して、概ね 20 年後を見据えた都市計画マスタープランでは、「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」での将来人口の見通しを前提に、令和 22 年（概ね 20 年後）の将来人口を 116,800 人と設定します。

将来人口 令和 22 年（概ね 20 年後） 116,800 人



*ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 [平成 30 年 3 月] より